

入札公告（説明書）

令和5年11月28日

東日本高速道路株式会社 関東支社長 千田 洋一

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年10月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 4-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	横浜環状南線 釜利谷 JCT～戸塚 IC 間機械設備詳細修正設計
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	見積活用方式の有無	「無」

1-13	その他	特記事項なし
------	-----	--------

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和5年11月28日
2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和5年12月13日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から令和5年12月13日16時00分まで ※共通入札公告4-3-1～4-3-4に示す調達手続きに参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※申請書への押印は不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 業務実施体制（様式3）</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和6年1月12日を予定

2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 6 年 2 月 9 日 16 時 00 分</p> <p>※共通入札公告 4-4 に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 入札書</p>
2-14	開札日時	令和 6 年 2 月 13 日 10 時 00 分
2-15	開札執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和 6 年 1 月 26 日 16 時 00 分まで</p> <p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p>

		<p>【受付方法】</p> <p>質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。）</p> <p>※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時まで提出すること。</p> <p>※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する 回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品 等の貸与）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

業務名		横浜環状南線 釜利谷JCT～戸塚IC間機械設備詳細修正設計																									
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札(WTO適用)																									
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																									
	見積活用方式の対象	無																									
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-																							
	評価値の算出方法	加算方式																									
	審査時期	事前審査																									
		①開札時において、下記に示す業種区分の「令和 5・6年度競争参加資格」を有する者であること。																									
業種区分		施設設備設計																									
企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																									
	同種業務	<p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次の条件①・②両方のデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <p>条件① 次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル</td> <td>トンネル付帯設備</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td>非常用設備</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>トンネル付帯設備</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td>非常用設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>条件② 次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル</td> <td>トンネル付帯設備</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td>換気設備</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>トンネル付帯設備</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td>軸流送風器</td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	トンネル	トンネル付帯設備	基本(予備・概略)設計	非常用設備	トンネル	トンネル付帯設備	実施(詳細)設計	非常用設備	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	トンネル	トンネル付帯設備	基本(予備・概略)設計	換気設備	トンネル	トンネル付帯設備	実施(詳細)設計	軸流送風器
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																								
トンネル	トンネル付帯設備	基本(予備・概略)設計	非常用設備																								
トンネル	トンネル付帯設備	実施(詳細)設計	非常用設備																								
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																								
トンネル	トンネル付帯設備	基本(予備・概略)設計	換気設備																								
トンネル	トンネル付帯設備	実施(詳細)設計	軸流送風器																								
競争参加要件	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																									
	同種業務	<p>審査基準日において、平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</p> <p>業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次の条件①・②両方のデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <p>条件① 次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル</td> <td>トンネル付帯設備</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td>非常用設備</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>トンネル付帯設備</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td>非常用設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>条件② 次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル</td> <td>トンネル付帯設備</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td>換気設備</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>トンネル付帯設備</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td>軸流送風器</td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	トンネル	トンネル付帯設備	基本(予備・概略)設計	非常用設備	トンネル	トンネル付帯設備	実施(詳細)設計	非常用設備	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	トンネル	トンネル付帯設備	基本(予備・概略)設計	換気設備	トンネル	トンネル付帯設備	実施(詳細)設計	軸流送風器
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																							
	トンネル	トンネル付帯設備	基本(予備・概略)設計	非常用設備																							
トンネル	トンネル付帯設備	実施(詳細)設計	非常用設備																								
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																								
トンネル	トンネル付帯設備	基本(予備・概略)設計	換気設備																								
トンネル	トンネル付帯設備	実施(詳細)設計	軸流送風器																								
予定管理技術者に求める事項	技術者資格	<p>審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。</p> <p>① 技術士(機械部門(「流体機器」、「機構ダイナミクス・制御」、「加工・生産システム・産業機械」のいずれか)、または上下水道部門(「上水道及び工業用水道」))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者</p> <p>② 技術士[総合技術監理部門(「機械-流体機器」)、(「機械-機構ダイナミクス・制御」)、(「機械-加工・生産システム・産業機械」)、(「上下水道-上水道及び工業用水道」)のいずれか]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p> <p>③ RCCM[「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「トンネル部門」、「機械部門」のいずれか]の資格を有し、RCCM資格制度による登録を行っている者またはRCCMと同等の能力を有する者</p> <p>なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。</p>																									
	手持ち業務量	<p>手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4 億円以上</p> <p>② 1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上</p> <p>なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。</p> <p>また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2 億円以上、②の件数は5 件以上とする。</p> <p>※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務</p>																									
競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する細目協定	受注者名) 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング																								
その他		業務名)	受注者名)																								

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式			技術評価点(満点)	100点										
評価項目			評価基準											
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td>35点</td> <td rowspan="3">35点</td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない</td> <td>17.5点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	35点	35点	②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	17.5点	③上記に該当しない	0点
			評価基準	評価	配点									
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	35点	35点												
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	17.5点													
③上記に該当しない	0点													
競争参加者の経験及び能力		事故及び不誠実な行為	次の基準で評価する。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td> <td>①文書警告 ②口頭注意</td> <td>-2点 -1点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告 ②口頭注意	-2点 -1点				
評価基準	評価	配点												
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告 ②口頭注意	-2点 -1点												
			<p>◇留意事項 ①記載は不要である。</p>											
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①もしくは②に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③に該当する ③上記に該当しない</td> <td>30点 15点 資格無し</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①もしくは②に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③に該当する ③上記に該当しない	30点 15点 資格無し				
			評価基準	評価	配点									
技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①もしくは②に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の③に該当する ③上記に該当しない	30点 15点 資格無し												
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の若手・女性技術者の配置	次の基準で評価する。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること</td> <td></td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>② 上記に該当しない</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること		5点	② 上記に該当しない		0点	
評価基準	評価	配点												
① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること		5点												
② 上記に該当しない		0点												
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社</td> <td>30点</td> <td rowspan="3">30点</td> </tr> <tr> <td>②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>③上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30点	30点	②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	15点	③上記に該当しない	0点
			評価基準	評価	配点									
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～ホに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社	30点	30点												
②同種業務の実績が次のヘ～トに示す機関発注の業務 ヘ 各都道府県(道路事業) ト 各区市町村(道路事業) 以下の場合には加点しない ③上記に該当しない	15点													
③上記に該当しない	0点													
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数		次の基準で評価する。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。</td> <td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td> <td>適 不適</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適				
評価基準	評価	配点												
管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適												
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		次の基準で評価する。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分〔(施設工事)調査等共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持〔調査等共通仕様書1-49-12または施設工事調査等共通仕様書1-47-12〕に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td> <td>いずれも該当しない いずれかに該当する</td> <td>適 不適</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価	配点	以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分〔(施設工事)調査等共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持〔調査等共通仕様書1-49-12または施設工事調査等共通仕様書1-47-12〕に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適				
評価基準	評価	配点												
以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分〔(施設工事)調査等共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持〔調査等共通仕様書1-49-12または施設工事調査等共通仕様書1-47-12〕に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない いずれかに該当する	適 不適												